

内湖再生全体ビジョン(案)に対する意見・情報の募集について

内湖は、古来、暮らしの中で利用されるとともに、琵琶湖固有の動植物、特にコイ科魚類を中心とした在来魚の産卵や仔稚魚の成育の場として重要な役割を果たしてきました。

しかし、干拓や埋め立てなどの開発により、本来持っていた機能の多くを失いました。

その結果、現在の琵琶湖流域では、在来魚介類の減少、植物プランクトン種などの生物多様性の低下や汚濁物質の琵琶湖への直接流入など、様々な影響が現れています。

「内湖再生全体ビジョン」は、こうした現状を踏まえ、全ての内湖を対象に、本来、一対の関係にある内湖と琵琶湖の豊かな生態系を回復するとともに、内湖・琵琶湖と人とのより良い関係を築くため、そこに至るまでの道筋を示すものとして策定するものです。

県では、専門家により構成される内湖再生ビジョン検討委員会を昨年1月以降、5回開催し、検討いただいたところであり、その結果を踏まえてまとめた「内湖再生全体ビジョン(案)」を、1月22日より滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、以下の予定で県民の方等からのご意見や情報を募集することとします。

なお、県民の方等からいただいたご意見や情報は、これに対する滋賀県の考え方を整理した上で公表します。

公表する資料

- 1 内湖再生全体ビジョン(案)
- 2 内湖再生全体ビジョン(資料編)
- 3 内湖再生全体ビジョン(案)の概要

公表の方法

滋賀県のホームページへの掲載のほか、琵琶湖政策課、県民生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーにおいても、公表資料を備え付けます。

ご意見・情報の提出期間

平成25年1月22日(火)～平成25年2月22日(金)まで

ご意見・情報の提出方法および提出先

- 1 郵送：〒520-8577(住所記載不要)
滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖政策課 琵琶湖再生担当
- 2 ファクシミリ：077-528-4847
- 3 滋賀県ホームページ(<http://www.pref.shiga.jp>)内、「しがネット受付サービス」からの応募

その他

- 1 ご意見・情報を提出いただく様式は、特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、このビジョン策定のために使用することとし、公表することはありません。
- 2 ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- 3 電話(口頭)によるご意見・情報はお受けできません。